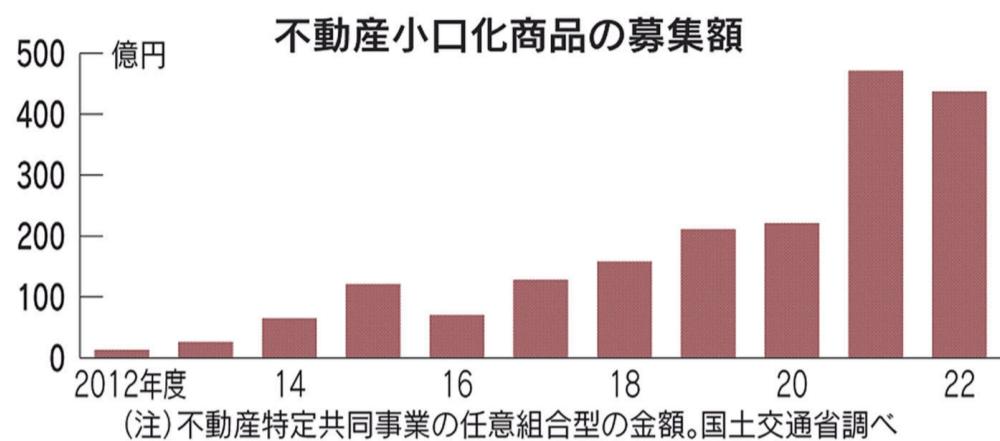


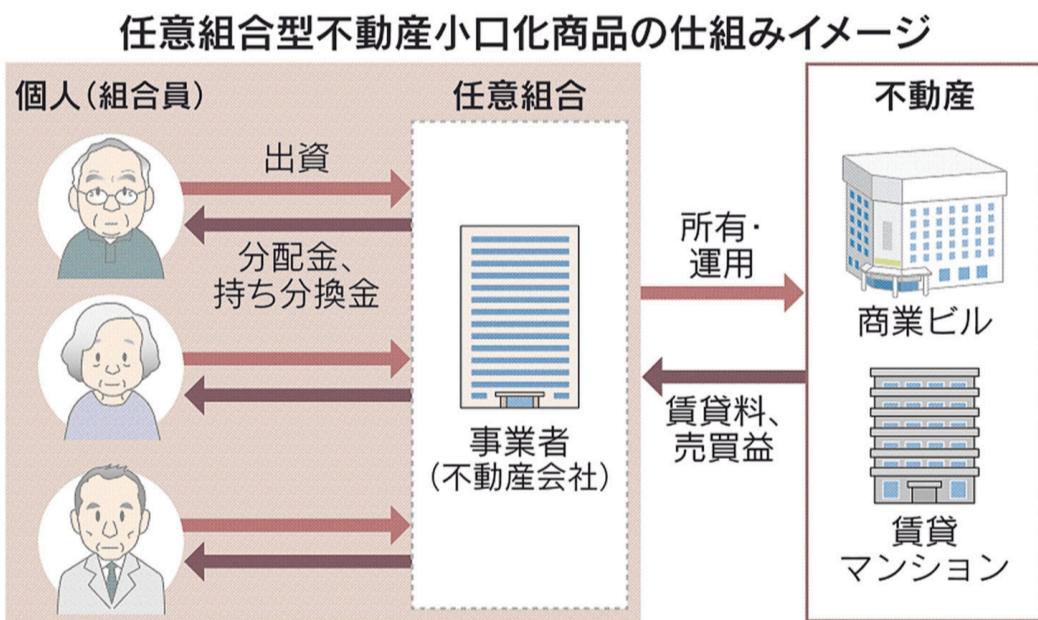
# 小口化不動産で相続節税



「相続税の節税と遺産争いを避けることを考えた」。こう話すのは東京都に住む男性Aさん(75)。都心部にある商業ビルを個人などで共同所有する不動産小口化商品を今夏に購入した。Aさんの財産は預金、有価証券、自宅などで2億円ほど。節税のため預金200万円で不動産を購入することを検討したが、都内の物件は高騰しており手が届かない。

税理士に相談したところ、勧められたのが不動産小口化商品だったという。一口100万円など比較的少額から購入でき、相続税の課税評価額は実物の不動産と同様に引き下げることができる。さらに数単位で分けられるため、遺産分割を円滑に進めやすい。

Aさんが購入したのは国土交通省が所管する不動産特定共同事業法で任意組合型とされている小口化商品。任意組合型の募集額は2022年度で437億円と、14年度の65億円から6・7倍に達した。大幅に拡大したきっかけは「15年から相続税が増税されたこと」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。



## 任意組合型不動産小口化商品の特徴

	不動産小口化商品	不動産	不動産投資信託 (REIT)
購入金額	1口100万円程度～(最低購入単位あり)	数千万円～	1口1万円程度～
換金方法	相対取引	市場で売却	
相続・贈与時の評価額	時価より低い	時価	
遺産分割	分けやすい	分けにくい	分けやすい
所得分類	不動産所得、譲渡所得	配当所得、譲渡所得	
価格、分配金	市況などで変動		

相続税の基礎控除（非課税枠）が「3000万円+600万円×法定相続人数」と4割縮小し、相続税の課税対象が富裕層から都市部の中流層に拡大した。富裕層なら高額のタワーマンションを買つたり、所有する土地で賃貸マンションを経営したりするという節税策が可能。中流層は資金が限られるため、比較的少額で購入できる任意組合型に関心が集まった。この1～2年で都心部の不動産がさらに高騰したことでも任意組合型の募集額を押し上げたとみられる。

相続税は相続人が引き継ぐ財産の課税上の評価額に応じて税額を計算する。預貯金は被相続人が亡くなった時点の金額がそのまま評価額になる。不動産は小口化商品も含めて、土地が時価（公示地価）の80%程度を目安に決まる路線法で任意組合型とされている小口化商品。任意組合型の募集額は2022年度で437億円と、14年度の65億円から6・7倍に達した。大幅に拡大したきっかけは「15年から相続税が増税されたこと」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。

任意組合型はREITと比べて話す。  
任意組合型の仕組みを具体的にみてみよう。任意組合は個人などを構成し、全員が組合契約を結ぶ。出資者は出資額に応じて所有持ち分を取得する。事業者は商業ビルや賃貸マンションを管理するため、比較的少額で購入できる。任意組合型に興味がある人は、この1～2年で都心部の不動産がさらに高騰したことでも任意組合型の募集額を押し上げたとみられる。

相続税は相続人が引き継ぐ財産の課税上の評価額に応じて税額を計算する。預貯金は被相続人が亡くなった時点の金額がそのまま評価額になる。不動産は小口化商品も含めて、土地が時価（公示地価）の80%程度を目安に決まる路線法で任意組合型とされている小口化商品。任意組合型の募集額は2022年度で437億円と、14年度の65億円から6・7倍に達した。大幅に拡大したきっかけは「15年から相続税が増税されたこと」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。

## 市況悪化なら元本割れも

IT）と比べると、任意組合型の不動産小口化商品は中流層にとっても相続対策として使いやすいことが分かる。任意組合型の購入単位は1口100万円程度から、数千円程度は見込む必要のある不動産を大きく下回る。遺産分割でも不動産は物件が一つなら分けるのが難しいのに対し、任意組合型は口数で分けられる。

購入金額は高くなるが、相続税の評価額は時価より低くできる。REITは時価を評価額とするため、「評価額がどうなるかは相場で左右される」（税理士の藤曲武美氏）。相続節税を考えるうえでは評価額を見込みやすい任意組合型が一案になりそうだ。

ただし任意組合型にも注意点はある。出資者が運用期間の途中で持ち分を換金したり、事業者が運用期間の終了時に物件を売却したりするときは相対取引となる。不動産市況が悪化していれば買い手を見つけるのが難しく、元本割れする可能性がある。

任意組合型の所得税の扱いも知りたい。賃料収入が原資の分配金は不動産所得となる。賃料収入で管理費や水道光熱費など諸費用を賄えずに損失が生じても通常の不動産所得と違つて、給与所得などと損益通算することはできない。

（後藤直久）